

1. 配偶者からの暴力（DV）を理由に避難している方への対応

- **DVを理由に避難している方及びその同伴者**については、基準日において配偶者と同一世帯であっても、一定の要件（※）を満たし、避難先自治体（居住市区町村）に支給の日までに申出を行った場合、以下の配慮を行う。

<特別の措置>

- ・ DV避難者等に係る特別定額給付金については、住民票所在市区町村ではなく、避難先自治体（居住市区町村）から支給。
- ・ DV被害者による申請・受給が困難な場合として、配偶者暴力対応機関の長が特に認められるものであれば、民間支援団体による代理申請が認められる。

（※）要件 以下の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は、配偶者暴力相談支援センター等の関係行政機関若しくは、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、DV被害者支援関連の補助金を受けている団体）による「確認書」が発行されていること
- ③ 基準日の翌日以降に住民票を居住市区町村に移し、住民基本台帳事務処理要領に基づく「支援措置」の対象となっていること

* DVを理由に避難している方について、2.(1)、(2)の虐待により施設等に入所等している方と異なり、地方公共団体は対象の一覧的な情報を保有していないことから、DVを理由に避難している方からの申出をいただいた上で、団体間連絡調整を行うことが必要。

2. 虐待により施設等に入所等している方への対応

（1）児童養護施設等に入所措置等がとられている児童等

- **児童養護施設等に入所措置等がとられている児童等**について、基準日において、実親の住所地に住民票を残したままであっても、住民票所在市区町村ではなく、施設所在市区町村から支給。

（2）虐待により施設等に入所措置等がとられている障害者及び高齢者

- **措置入所等障害者・高齢者**について、基準日において、虐待を行った養護者の住所地に住民票を残したままであっても、養護者ではなく、措置入所等障害者・高齢者に対して支給。

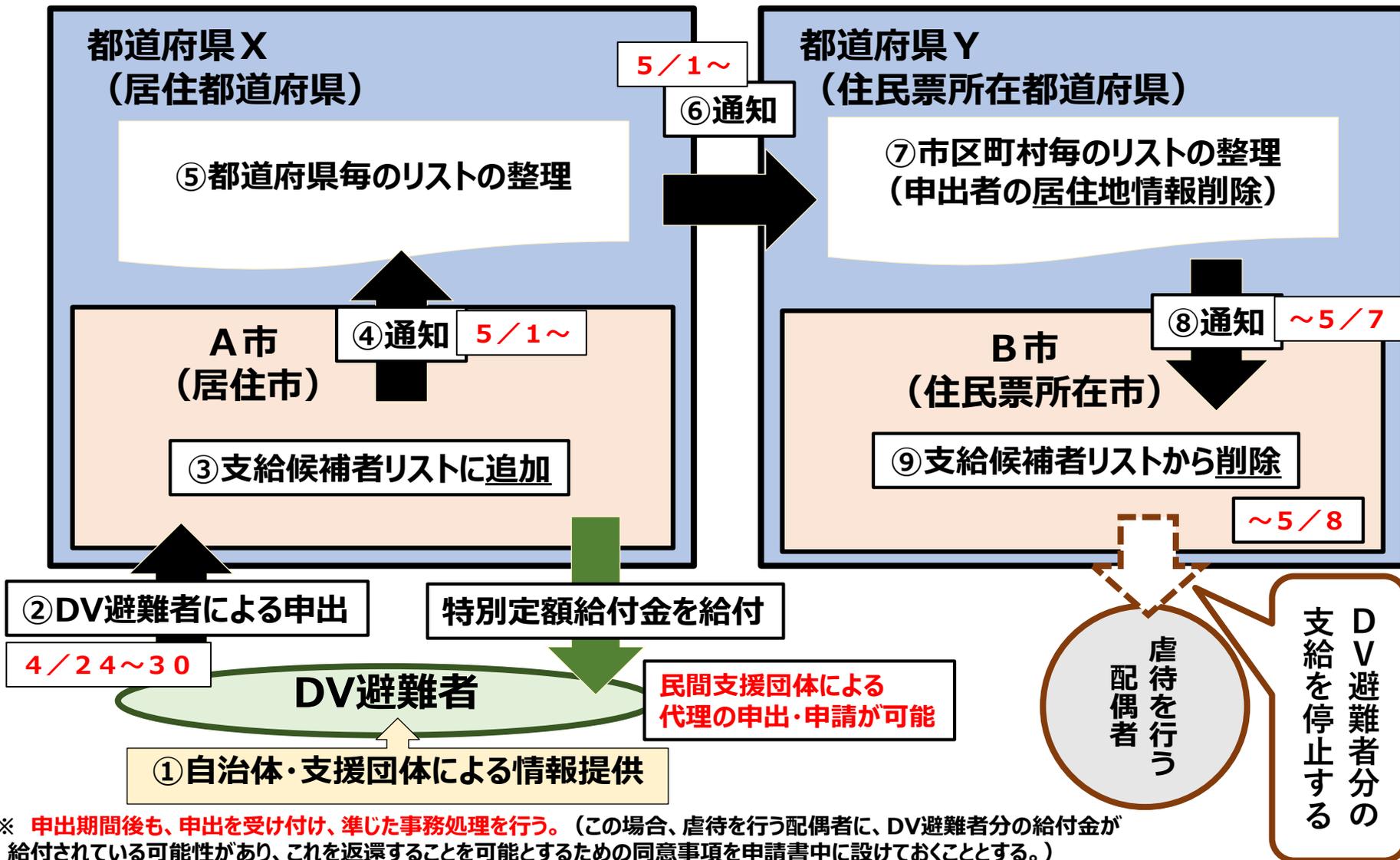
(参考) 自治体間の情報連携のイメージ図

2020年4月24日
特別定額給付金室

1. 配偶者からの暴力（DV）を理由に避難している方への対応の場合

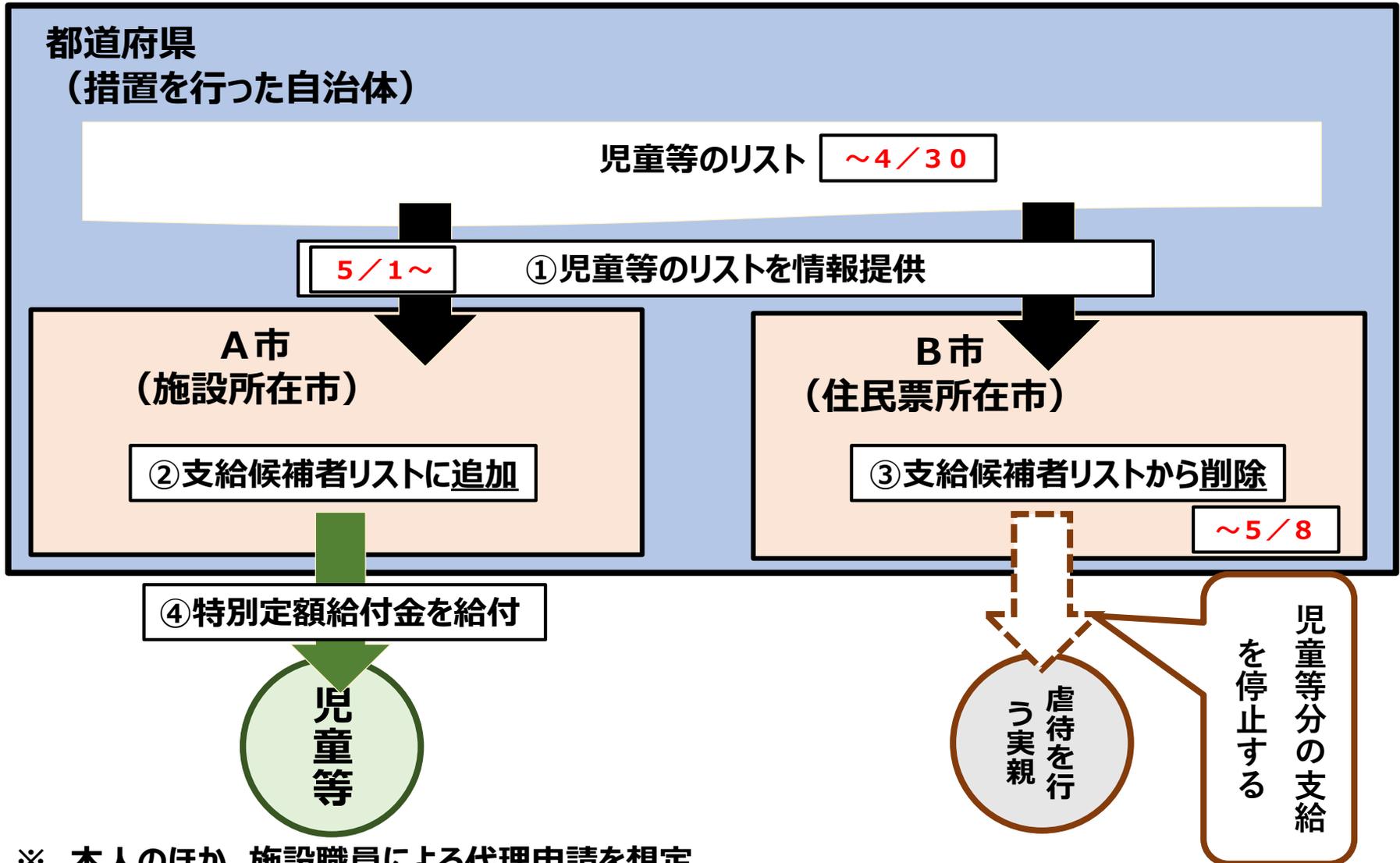
※ 二重給付防止の観点から自治体、支援団体の意見を聞いて設定

■ 申出に係る事務処理の流れ（申出期間4/24~4/30, 自治体間連絡期間5/1~5/8）



2(1) 児童養護施設等に入所措置等がとられている児童等への対応の場合

- 事務処理の流れ（自治体間連絡期間5/1~5/8） ※二重給付防止の観点から 自治体の意見を聞いて設定
（※）DVの場合と異なり、都道府県が児童等のリストを保有しているため、1. とはスキームが異なる。

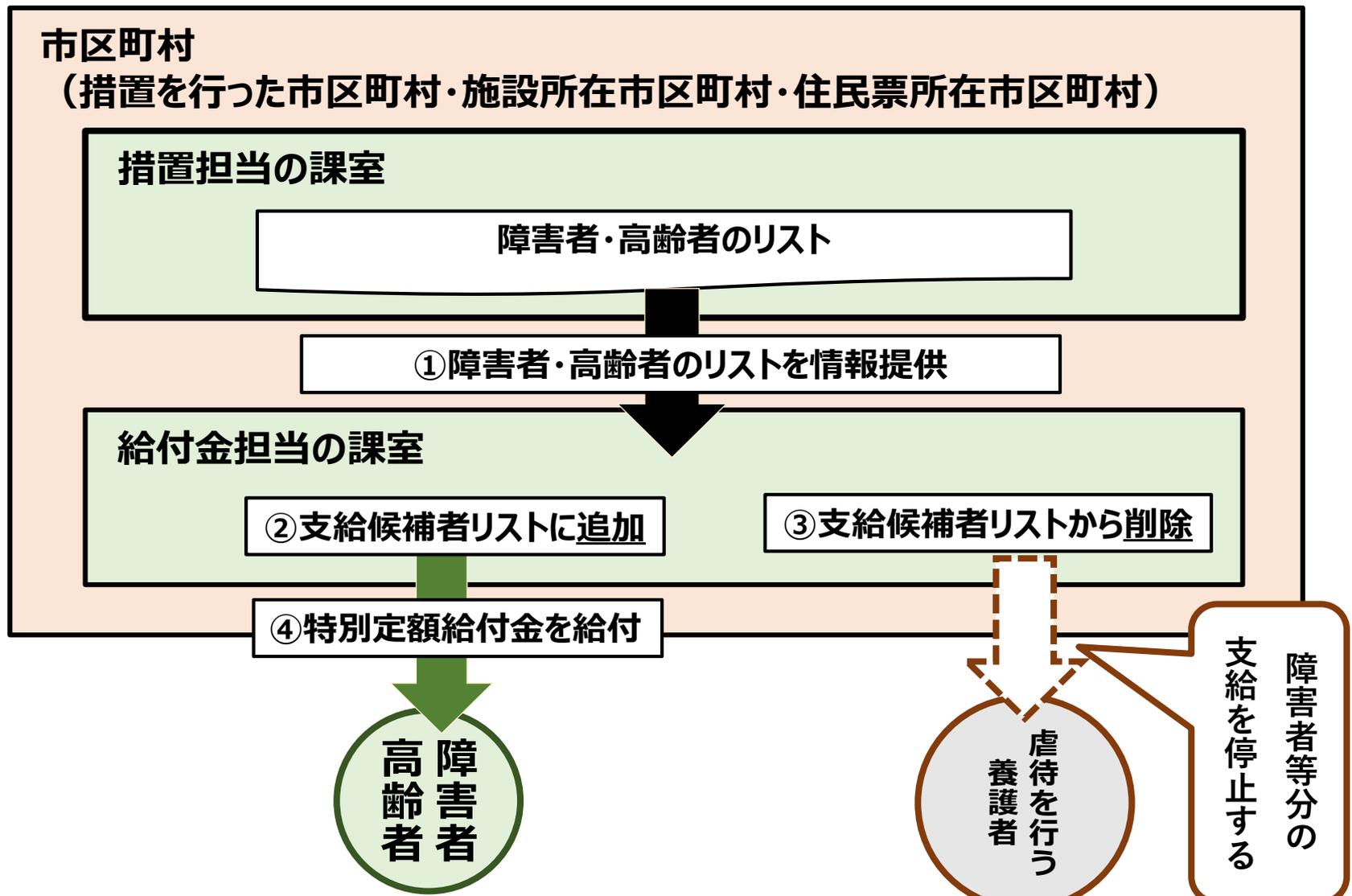


※ 本人のほか、施設職員による代理申請を想定

2(2) 虐待により施設等に入所措置等がとられている障害者及び高齢者への対応の場合

■ 事務処理の流れ

(※) 自治体に聞いたところ、ほとんどの事例において、同一市区町村内での事務処理となるため、自治体間連絡期間は設けず、自治体内で速やかに事務処理を行うことが可能。



※ 本人のほか、施設職員による代理申請を想定